

## 第 37 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 4 年 3 月 3 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 39 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (12 人)  
2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、5 番 濱口佳史、  
6 番 山中讓、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、  
11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市  
**【推進委員】** (6 人)  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、5 番 小橋誠一、  
6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一  
(事務局：事務局長 川村雅志、書記 藤本英)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (1 人) 1 番 小谷健児  
**【推進委員】** (1 人) 4 番 宮川建作

### 5. 議事日程

(1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名

(2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)

議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (2 件)

議案第 3 号 非農地証明願について (1 件)

(3) その他の討議・報告事項について

議 長 それでは、時間も来たようでございますし、予定の人員も大体そろえたよう  
でございますので、いよいよ今季最後の、任期最後の 3 月の定例会を始めたいと思  
います。

3 月になって春めいてまいりまして、だいぶ暖かくなりました。気候もいい時  
期でございますが花粉症等、自分も花粉症ですがいろいろと難儀なこともありま  
すが、また、田起こしとかいろいろ忙しい時期にも入ってまいります。また、健  
康に十分に注意して、皆さん頑張ってくださいと思います。

それでは、早速定例会を始めたいと思います。

今日の欠席、小谷委員と宮川委員が欠席ということでございまして、福井委員が  
ちょっと後で遅れて来るということでございます。

それで今日の議事録署名人ですが、藤原委員と濱口委員にお願いしたいと思いま

す。

それでは、早速定例会に入りたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請について1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局　それでは、1ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件です。

まず、番号1番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。

申請地としまして、黒潮町出口字新頭地2909番、田1,477平米となっております。

理由としまして、所有権の移転・売買というふうになっています。

2ページからをお願いします。

場所なんです、出口クリニック出口病院のちょっと下がっていった下の辺りの広い田んぼになります。

続きまして、3ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして、4ページが拡大の航空写真です。

続きまして、5ページが公図となっております。

次に第3条調査書を、読み上げさせていただきます。

所有権の移転としまして、譲渡人、〇〇〇〇さん、譲渡人、〇〇〇〇さんです。

第2項第1号の全部効率利用の面につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業従事者は、ご本人となっております。

所有機械としまして、トラクター1台、コンバイン1台、田植機が1台となっております。

第2号の、農業生産法人以外の法人については、個人ですので適用はありません。

第3号の信託につきましては、信託ではないので適用もありません。

第4号、農作業常時従事の面につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間200日の農作業従事日数となっております。

第5号、下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えています。今回の取得分を含めて3,547平米、35.47aとなっております。

第6号につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

第7号につきましては、所有権移転後は引き続き水稻（すいとう）の耕作を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

以上となっております、6 ページが現況写真となっております。

こちらなのですが、今現在も譲受人の〇〇〇〇さんが水稲を耕作されているという状況のようで、こちらの所有権移転を今回されるということのようです。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありまして、担当委員は私でございまして。

先日、現場にも行って、〇〇〇〇さんにも話を聞いてきました。

以前から、〇〇〇〇の方が農事組合ということで、農地組合の長ですが、耕作をしているということ。

〇〇〇〇さんは以前、〇〇〇〇で、農業はしていないということで、〇〇〇〇さんに譲りたいということで話を聞いて、〇〇〇〇さんが売買ということで許可あり次第、所有権移転というような話をしました。

それで、現在も〇〇〇〇さんがもう作っております、すでに田んぼもきれいに耕作・耕運して準備しております。特にもう周辺にも問題ないかと思えますし、きれいに整地した所でございます、周辺にも全然問題ないというようなことで話を聞いております。

以上ですが、何かこの件につきまして質問はありませんかね。ないですか。

(質問等なし)

それでは、3 条許可申請につきまして承認を受けたいと思います。

この 3 条許可申請につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手多数です。

議案第 1 号、3 条許可申請につきましては、承認をされました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請について 2 件出ております。

事務局の方より、1 番から説明をお願いします。

事務局 また 1 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、農地法第 5 条許の規定による可申申請、2 件です。

番号 1、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地が、黒潮町入野字原木 1675 番 1、田 149 平米となっております。

理由としまして、申請者は農業を営んでおり、収穫物の保管や農作物の加工等のための作業場が必要となり、自宅にほど近く休耕中であった申請地を選定したとのことです。

こちらの案件ですが、以前、非農地証明願で上がってきておりましたが、なかなか非農地ではないということで、今回、転用申請をし直してくれたということになります。

7 ページからをお願いします。

まず、航空写真ですけども、場所としまして、今、業務用スーパーがある場所のすぐ西側になります。今は新しい国道がついていて、旧国道との接続道がありますが、その接続道のすぐそばになります。

8 ページがゼンリンの地図となっています。

続きまして、8 ページが拡大の航空写真です。

続きまして、10 ページが公図となっております。

続きまして、11 ページが排水計画および土地利用計画図となっております。

こちらにつきまして、土地造成は行わず、敷地への進入は東側の公衆用道路から行うということです。

排水計画としまして、雨水は敷地内に自然浸透をさせるものとし、排水は敷地内に埋設した合併浄化槽で処理した後、西側排水弁に流すとのこと。

現時点で農業用の加工施設なんですけども、このページのちょっと下の方に書いてあります、「今現在作業場であるが、将来、持ち帰り弁当等の販売を考慮し店舗で算定」と書かれていますので、ゆくゆくは持ち帰り弁当の販売などもこちらの施設で予定されているということです。

続きまして、12 ページが現状写真となっております。

こちらの資金計画ですけども、〇〇〇〇ということです。

隣接農地などはありませんので、同意の必要はありません。

農地区分としては第3種農地となっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。

以前、非農地で出てきていた案件みたいですが、ここは〇〇委員の方で何か。

〇〇委員 27日にお母さんの方に連絡が取れたので、話を聞きました。

サツマイモとかサトウキビなどを作って、最初はここで干しイモ等を作って販売して、ゆくゆくは弁当を出していくということです。

そういう前向きに考えていくということなので、よろしくお願いします。

議 長 今、〇〇委員の方から、最初は農業用の倉庫で、ゆくゆくはお弁当なども販売したいというようなことですが。

何か、この5条許可申請につきまして質疑・質問のある方、挙手願います。ないですかね。

特に周辺といっても辺りはもう建物ばかりみたいですけど、ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

5 条許可申請の 1 番につきまして承認をされます方、挙手願います。  
挙手全員です。

5 条許可申請の 1 番につきましては、承認をされました。  
続きまして、2 番、願います。

事務局 また 1 ページをお願いいたします。

農地法第 5 条申請の番号 2、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。  
申請地としまして、黒潮町入野字浜ノ宮 2303 番 1、畑 187 平米です。

理由としまして、隣地に母屋としての住宅があるが、手狭なため子どもたちの  
家屋を建てたいとのこと。申請者の母は、近隣にて一人暮らしであり、今回、  
住宅を新築したいということのようです。

13 ページからをお願いします。

まず、航空写真ですけども、場所としまして、入野駅から海に向かって真っ直  
ぐ、ちょっと下りたような場所になっております。浜の宮の集落の真ん中で、宅地  
が密集している場所となります。

続きまして、14 ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして、15 ページが拡大の航空写真です。

続きまして、16 ページが公図となっております。

この公図からも分かるように、同じ敷地内に、その 2303-3 という宅地となっ  
ている場所がありまして、ここに加えて、現在この申請地、ここが農地となっ  
ているので転用して、子どもさんのための家屋を建てたいということのよう  
です。

続きまして、17 ページが土地利用計画図となっております。

こちらですけども、まず、表土を剥いで碎石を入れ、締め固めるということ  
です。また、建物の周辺は砂利を敷くということ。

車両の出入りにつきましては、西側の部落道から行うということになっていま  
す。

排水につきましては、新築建物には水回りの設備がないので生活排水は出な  
いということで、雨水は自然浸透させるとのことです。

18 ページが、現況写真となっております。

まず、資金計画ですけども、〇〇〇〇とのこと。

隣接農地もありませんので、特に同意などの必要はありません。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あれば。

〇〇委員 この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、孫になります。孫の子どもはこの 17 ペ  
ージの今の家の方で生活しているということで、家というか部屋を造るというこ  
と

です。食事とか風呂は、この今の現行の住宅の方で行って、寝泊まりはこの部屋でやるということです。以上です。

議 長 今、〇〇委員の方から説明がありましたが、何かこの件につきまして質疑・質問ある方、おりませんか。ここは何か排水計画がないみたいだけど、これ排水は？

事務局 風呂とかトイレ、それらの設備については母屋の方に全て備えていて、この新しい家屋の方にはその水回りの設備は備えないということなので。

議 長 だけど、屋根を造ったら雨どいとかあれとかから落ちてくるわね。その水はどう。自然浸透で、これは道だろう？ここに側溝みたいなものがないけど、どこに流すんだろうか？雨水は自然浸透といってもちょっと、これそのままだったらその道などが垂れ流しみたいになるけど。側溝が一つもないからよ。  
(会場から、「浜の宮は、砂地だからか、ほとんど溝がない」との発言あり)

事務局 ちょっと周辺を見たところ確かに側溝はありませんでした。

議 長 自然浸透といっても、まあ大雨などが降ったときにかなり出るかと思うけど、その流す所がなかったら。

〇〇委員 砂地で、上の方を今のけると。それから碎石を敷くという話でしたので、多分砂地なので吸収はすごくいいし屋根の部分、小さい小屋ですのでね、それほど。

議 長 それほどの心配はないと。

〇〇委員 碎石のそこへもう染みていくのではないかと思うんですよ。

議 長 自分の家の方へ流れる分には仕方がないけど、よその家に流れたら、まあそれも何か。

〇〇委員 17 ページの所を見てもらったら、この四角の所で「既存住宅」というのがありますわね。ここが一番低いとこなんです。あとは、この「花壇」と書いてるところがありますわね。こっちの方に家があって、ものすごい擁壁が2mぐらいあるような高いところへ家が建っておって、その周りからすればこの土地が一番低いとこなんです。

議 長 そしたら、ほかへは迷惑が掛からないと。

〇〇委員 水はもう全部道路か、地下へか、余分な分は道路へ流れていくという感じになると思います。

議 長 分かりました。何か、この件につきまして質問ありませんかね。ないですかね。  
(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この5条許可申請の2番につきまして承認をされます方は挙手願います。

挙手多数です。5条許可申請の2番につきましても、承認をされました。

続きまして、議案第3号、非農地証明願について1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。

議案第3号、非農地証明願についてです。

番号1、願届出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町出口字上カミダバ6番1、畑1,392平米。

願出理由としまして、平成20年まで耕作していたが、体調等の理由により耕作をやめたことで、草木が繁茂し山林化していた。その後、令和元年10月に隣接地に〇〇〇建設の話を受け、該当の土地を進入路として貸し出すことになる、ということです。

19ページからをお願いします。

こちらの場所なんですけども、旧の三浦小学校があった場所で、ご存じだと思いますが、今〇〇〇〇が建っている場所です。

そして、20ページがゼンリンの地図となっています。

続きまして、21ページが拡大の航空写真です。

22ページが公図となっています。

続きまして、23、24ページが現況写真です。

23ページは、海の方、上の方を見て撮った写真で、24ページが、道路から斜面下側を撮った写真となります。

実際、ちょっと今現在、先にこの〇〇〇〇の整備の方が進んで農地の状態、地目上農地なんですけども、こういうふうになんて道路の整備が進んでいるという状況です。

こちらにつきまして、農用地区域の外となっており、特に利用権の設定などありません。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員、私でございます。

先日、ここにも行ってきましたが、以前はもう耕作放棄みたいになって山になってましたが、この〇〇〇〇を建てるに当たって、その工事をするのにずっとこうその土地を道をつけて工事をしたようでございまして、その後この舗装をして、進入路として〇〇〇〇さんが貸し出したというような。まあ、後先に大体なっております、許可があつてからの方が良かったんだろうと思いますけど、工事が急いでいたというか、そういうふうなあれで〇〇〇〇の方に進入路と駐車場として貸し出すということで、今回こういうふうに出てきたということでございます。

それで、非農地、こういう状態になる前からもうほとんど山で、自分だが記憶しているあれでは、もうほとんど畑としては機能してないということでございまして。で、自分も、もうここは農地ではないなというようなことで、生華園の方とも話をしてきました。

〇〇〇〇さんはその芝の方でございまして、元は〇〇〇〇でございました。その人には聞けませんでした、もう高齢で畑もなかなかできないというようなことでございまして、非農地として認めてよいのではないかと、自分では思っております。

何かこの件につきまして。

〇〇委員 これは〇〇〇〇の工事が終わったらまたこの舗装をのけて、また畑みたいな非農地に変えていくわけですか？

議 長 いや、もうこのままで、進入路と駐車場でもう〇〇〇〇に貸し出すと。

事務局 一応、後先にはなってしまったので、先にそういった非農地証明願が必要ですよという話は、ちょっとさせてはもらいました。

議 長 多分、その工事をする人が工事を急いで、言うたら承認もこの非農地の願い出が知らなかったというか、そういうあれで後先にちょっとってから〇〇〇〇に貸し出すということで出てきたんじゃないかと思いますが。

以前から工事をしてございまして、〇〇〇〇をあそこに建てるに当たって、ここの進入路が欲しかったのではないかと。上には〇〇〇〇とあって、今の〇〇〇〇の介護施設がありますが、あっちからはなかなか入れないのでこの下から進入路をつけて工事をしたと、そういうことでございます。



何かありませんかね、この件につきまして。

もうずっと前から、農地としては機能はしてなかったと思います。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願につきまして承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願につきましても、承認をされました。

もう一つ、追加議案がありますね。

事務局 そうですね、4号、5号。

議長 追加議案で、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 利用権の設定につきまして、1件上がってきております。こちらなんですが、整理ナンバー3-151(大方3-124)、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇さんです。

設定期間としまして、令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間となっております。

場所としまして入野字横ノ浜7269となっております、場所は早咲のローソンのすぐそばの畑です。なので、コスモスを植えていた辺りのすぐそばになります。

現況田んぼで、面積が705平米、作物としましてショウガとなっております。

この方が新規の利用権設定となりますので、今のところ、こちらの農地だけということになるようです。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。この利用権の設定について、何か質疑がある方は。

〇〇委員 場所は、コスモスを前から植えていたのと、今年初めて植えた所の間でしょうか？

事務局 そうです。あその間に1カ所ぽつんと空いていた、あそこだと思います。

議長 あんまり広い所じゃないね？

事務局 そうですね、700 なので広くはないですね。

〇〇委員 その〇〇〇〇さんという方は、今、コスモスを最初に植えたところはショウガを植えるのでしょうか？あれはやっぱり農地を作ってもらいたいという目的で、あの当時に自分らもコスモスを植えたわけだから、この地権者の人に相談してショウガを植えるのをもっと増やすというのなら、あそこへ相談したら私はいいと思いますけどね。

議 長 その地権者の関係があるからね。

事務局 そうですね、ちょっとそういったところも整理して、可能だったらこの方に一言、ちょっとお話ができたらと思いますので。掛けられるならちょっとお声掛けをしていって。

議 長 狭いよね、ちょっとショウガを植えるにしても700 幾らいうたら。これ、新規就農の人ではない？

事務局 新規就農になりますね。

議 長 そしたら、これだけなの？

事務局 今把握しているのはここだけですね。

議 長 何か、ほかにないですかね。

新規就農でショウガをやりたいというようなことですが、ちょっと面積的には狭いようですので、また増やしたいようであれば、コスモスのとことかを地権者に相談してできればと思います。

何か、ないですかねほかに。いいですかね。

(質疑等なし)

そしたら、議案第4号のこの利用権の設定につきまして承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。

議案第4号につきましても、承認をされました。

続きまして議案第5号、当日資料になりますが、押印等の見直しに関する例規の改正について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 今日お配りした、この縦の A4 の資料をお願いします。「押印等の見直しに関する例規の改正について」というものです。こちらなのですが、新聞とかテレビなどの報道でもあるように、国が押印手続きの見直しを行っている状況を受けて、黒潮町の行政手続においても押印等の住民の方の負担を軽減して、利便性を図るということを目的として実施するものです。

それで、令和 4 年 4 月 1 日からの施行に向けて、この 3 月議会に上程する準備が行われています。

これを受けて、農業委員会部局においても同様に見直しを図るというものです。

対象となってくるものは、町の例規で定められているもので、なおかつ農業委員会で決議するものですので、それで言うと、ここに表紙に書いている 2 つが対象となります。農地の形状変更に関する事務取扱要領と、農地事業最適化推進委員の委嘱に関する規定ということです。

これは見直しの方針としては、基本的に印鑑による押印は省略というスタンスになります。

ですが一部、例えば同意書とかその委任状など、本人の意思を明確に称するものとか、またその同意を受けて他の機関へ調査を実施するものなどにおいては、その他の機関で押印を求められるケースもあることから、同意書や委任状においてはただ押印省略とはせず、署名または記名押印とする場合も出てきてます。

実際の書式の中でご説明しますと、4 ページからをお願いします。

赤丸が付いている場所ですけども、これがその形状変更届の際の届出印です。

それから、次のページの、この形状変更に係る隣接農地の同意書の押印箇所、これらも全て削除です。

この同意書においては、先ほど申し上げたように、「同意者が自署又は記名押印してください」という文言が一番下に赤字で書いているんですけども、この文字が挿入されます。先ほど申し上げたように同意なので、署名または記名押印ということになってきます。

次に、6 ページからなのですが、これは委員改選の際の最適化推進委員応募の一連の組織になっています。

6 ページと 7 ページの推薦書、それから 8 ページの申込書、これらの押印欄が削除されてまして、続いて、9 ページの同意書については同様に押印欄が削除されて、「自署又は記名押印してください」という文言が入ります。

農業委員会での対象としてはこの 2 つなんですけども、例えばこれ以外、農業委員の応募申込みというのは町長の決議になるので、町長部局で改正手続きが行われます。また、農地法の 4 条、5 条の転用申請などは農地法の関係ですので、国の方で手続きが進められるようになります。

ということで、今回、この農地形状変更届に関するものと最適化推進委員の移植

に関するものの2つが押印見直しの対象となりますので、今回そのご承認をいただくということになります。

事務局からは以上です。

議長 分かりましたかね。何か、この判子を省くということですが。今のところ、この農業委員会に関する方では、形状変更と。

〇〇委員 5 ページの一番下の欄の「同意者が自署又は記名押印」というところですけどね、本人が書いていたらもう印鑑は要らない。それと、または地名というのはパソコンで名前を打っておいて、本人じゃなくて誰でもパソコンで打っておいて、打った場合は本人の判を押してくれという。

事務局 そうということです。

議長 同意書については押印も要る場合もあると、そういうことよね？

事務局 そうです。自署だったら、押印は要らないです。

議長 自分で書いてる場合は自筆だから構わないけど、先に言ったようにパソコンとかあれで打った場合には押印も要る、ということよね。今のところ、その最適化推進委員のあれと、それから形状変更について、農業委員会の方では省くということみたいですが。

何か、質問ないですかね。ないですか。

(質問等なし)

これも承認が要るんだね？

事務局 一応、そうですね、確認を。

議長 いいですかね。そしたら、承認を受けたいと思います。

この押印に関する規定、例規の改正について承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。

議案第5号につきましても、承認をされました。

以上で議案は終了です。

ほかに事務局から何もなければ、これで定例会を終わります。お疲れ様でした。

(午後2時39分終了)